

## 藤沢市青少年指導員活動基準要綱

制定 令和2年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の青少年行政への協力と地域における青少年の健全育成及び非行防止を図るため、藤沢市青少年指導員（以下「指導員」という）を有償ボランティアとして委嘱するとともに、指導員の活動について必要な基準を定めることを目的とする。

### (役割)

第2条 青少年の健全育成と非行防止を目的として以下の項目を指導員の役割とする。なお、対象となる青少年とは、原則として小学校入学時から20歳未満とする。

- (1) 青少年の成長の段階に応じて自然体験や異文化交流など様々な体験活動の機会を提供する（青少年の体験活動の促進）。
- (2) 青少年団体の活動の支援、青少年リーダーの発掘及び青少年団体相互の連携を図る（青少年団体の育成及び支援）。
- (3) 学校・家庭・地域の連携を図るとともに、パトロールやキャンペーンなど地域環境の健全化を進める。また、関係業界等へ社会環境浄化の協力要請を行う（青少年に望ましい地域づくりの推進）。
- (4) 会話を通じた青少年との関係づくりを心がけ、心配ごとや悩みの相談を受ける（青少年に関する相談及び支援）。
- (5) 青少年の実態調査や社会環境についての調査を行うとともに、収集した情報を健全育成・非行防止に活用する（青少年に関する調査及び情報提供）。
- (6) 青少年の非行防止を図るため、地域や主要駅での街頭指導を行う（青少年の非行防止をはかるための街頭指導）。

### (心得)

第3条 青少年指導員の活動を行うにあたっては、以下の項目を指導員の心得とする。

- (1) 青少年指導員活動を行うにあたっては、偏見や先入観にとらわれることなく、青少年の心理や特性をよく理解し、青少年に親しまれるよう心がける。
- (2) 相談にあたっては、常に愛情をもって接し、その青少年と保護者の信頼を得ることに努める。
- (3) 活動上、知り得た秘密は、他に漏らさない。
- (4) 活動に関係する法規や資料などを十分に研究し、青少年の心理や特性、指導技術の習得に努める。
- (5) 上記の役割を効果的に達成するため指導員は相互の協力を努める。

(健全育成活動)

第4条 指導員は青少年の健全育成を目的として、次に掲げる「健全育成活動」を行うものとする。

- (1) キャンプ、ゲーム、ボランティア活動、ハイキング、伝承事業、年中行事、レクリエーション、討論会、工作教室、紙芝居や人形劇の上演などの体験活動。
- (2) 学校行事や公民館事業への協力及び青少年リーダーの発掘などの団体育成支援。
- (3) 健全育成活動について、地区ごとに報告書（様式は別に定める）を青少年課に提出する。
- (4) 健全育成活動の実施にあたっては次のことに留意する。
  - ア 体験活動を行うときは、事前準備を十分に行い、事故や怪我のないよう注意する。
  - イ 事業規模や対象となる青少年の年齢に応じて適正な人数で実施する。
  - ウ 活動を行うときは、藤沢市青少年指導員証（別記様式）を携帯し、必要がある場合にこれを提示する。

(街頭指導活動)

第5条 指導員は青少年の非行防止を目的として、次に掲げる「街頭指導活動（パトロール）」を実施し、問題行動等の早期発見と指導を行うものとする。

- (1) 街頭指導活動（パトロール）は次に掲げるものとする。
  - ア 全体パトロール（指導員が独自で計画して指導員の地区または地区外で実施）
  - イ 指導部パトロール（街頭指導員とともに主として指導員の地区で実施）
  - ウ 特別街頭指導パトロール（青少年の問題行動が予想される場合等、随時、計画し実施）
- (2) 街頭指導活動（パトロール）の実施にあたっては次のことを基本事項とする。
  - ア 街頭指導に従事する回数は月2回以上とし、指導時間は一回2時間程度とする。
  - イ 従事人員は3人～5人を原則とし、単独での指導は行わない。
  - ウ 夜間に行う場合は、は午後9時までとする。
- (3) 次の行為があった者、またはそのおそれのある者について指導する。
  - ア 怠学   イ 喫煙・飲酒   ウ 盛り場徘徊   エ 不健全娯楽（遊戯場出入）
  - オ 家出浮浪   カ 金銭濫費   キ 不良交友   ク 乱暴   ケ けんか
  - コ 不純異性交遊   サ シンナー等乱用   シ 危険遊戯等
- (4) 街頭指導により青少年を指導した場合は、指導票（様式は別に定める）を青少年課に提出する。
- (5) 全体パトロール、特別街頭指導パトロールを実施したときは、報告書（様式は別に定める）を青少年課に提出する。
- (6) 街頭指導活動の実施にあたっては次のことに留意する。
  - ア 街頭指導の実施にあたっては、指導員証を携帯し、必要がある場合にこれを提示する。
  - イ 注意、助言をする場合には、威圧やおどしは絶対に避け、反省を促す意味からも、心情を傷つけないように配慮し、十分に納得のいくように説明する。
  - ウ 指導中、青少年に反抗的言動があっても挑発に乗らないよう留意し、冷静に寛容な態度で

接する。

エ 指導にあたっては、青少年の所持品を取りあげたり、身体に触れるような行為は慎む。

オ 指導の必要がある青少年であっても危険が予想されるなど、青少年指導員による指導が適当でないと考えられる場合には、自らの指導をさけ、110番通報など適切な処置をとる。

#### (社会環境浄化活動)

第6条 指導員は実態調査や社会環境浄化のため、次に掲げる「社会環境浄化活動」を通じ、青少年にとってよりよい環境づくりに努めるものとする。

(1) 青少年を取り巻く社会環境の実態調査に協力する。

(2) コンビニエンスストア等の業界団体に対し、販売陳列等の自主規制の指導等を行う。

(3) 非行防止啓発講演会、薬物乱用防止キャンペーン、非行防止チラシの配布などの活動を行う。

(4) 社会環境浄化活動の実施にあたっては次のことに留意する。

ア 活動に従事するときは、指導員証を携帯し、必要がある場合にこれを提示する。

イ 神奈川県青少年保護育成条例等を念頭に適切な依頼を行う。

ウ 営業活動の妨げにならないよう十分に配慮し活動にあたる。

#### (定数)

第7条 指導員の定数は、224人以内とする。

#### (推薦・委嘱)

第8条 市長は、市内14地区青少年育成協力会会長、市内公立小学校・中学校長及びPTAの代表が推薦するものを指導員として委嘱(本要綱で規定する活動への協力・依頼)することができる。

#### (資格)

第9条 指導員の資格は、次のとおりとする。

(1) 委嘱する日において65歳以下であること。ただし市長は、市長が特に認めた者についてはこの規定によらず、指導員として委嘱することができるものとする。

(2) 青少年の指導について深い理解及び関心を有する者。

(3) 指導員の任期は、2年とする。ただし、後任の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (活動費)

第10条 指導員の活動費については次のとおりとする。

(1) 市長は青少年の健全育成及び非行防止を図るため本要綱に規定される活動を行う指導員に対して、活動費として年額63,600円を交付する。

(2) 市長は前項に規定される活動費を、年4回(7月・10月・1月・4月)指導員に対し交付する。

(その他の事項)

第11条 指導員はその他の事項として次に掲げることを行うものとする。

- (1) 指導員は青少年課が計画した研修、講演、その他必要な会議に出席する。
- (2) 青少年の健全育成や非行防止に関する情報について青少年課へ連絡する。
- (3) 指導員の中から地区の代表2名を選び、青少年課との連絡調整を行う。
- (4) 地区青少年育成協力会の活動と連携をとり、青少年の健全育成と非行防止を進める。
- (5) 指導員は住所、電話番号等に変更が生じた場合、速やかに市長へ届け出るものとする。
- (6) 指導員は活動の継続が難しい理由が生じた場合、速やかに市長へ届け出るものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。